

一般社団法人萩青年会議所定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人萩青年会議所（英文名 Junior Chamber International Hagi）と称する

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を萩市に置く。

(目的)

第3条 会員の修練・奉仕・友情の信条のもと、人を育て地域社会と国家の健全な発展を目指し、資質の向上と啓発に努めるとともに国際的理解を深め世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 本会は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 次世代を担う子ども達の心身を成長させ、郷土を愛する心や、道徳心を育む事業
 - (2) 国や地域を牽引する人材を育成する事業
 - (3) 環境問題を調査研究し、国民に対し啓蒙・実践を行う事業
 - (4) 国政・国防・国土問題等、多角的な視野より分析し、国民には問題を提議し、政府には問題解決方法を提案することにより、日本国の発展に寄与する事業
 - (5) 地域住民、地域行政に対し、問題点を調査研究、提議し、諸問題を考え、解決していくことにより、更なる地域発展に寄与する事業
 - (6) 経済問題の解決や国民生活の安全、安定化・活性化に努め、国民が安心して生活できるための調査研究提言等を行う事業
 - (7) 世界情勢を踏まえつつ、国際的に通用する人材を育成し、国際的に展開する事業を通し、日本国の在り方と国際貢献を学び国際発展に寄与する為の事業
- 2 前項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。
- (1) 会員の為に指導力向上を目的とする事業
 - (2) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連携に基づく事業
 - (3) 本会の目的を達成するために必要な事業
- 3 前各項の事業については萩市及びその周辺において行うものとする。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下一般社団・財団法人法という）上の社員とする。

(1) 正会員 萩市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する 20 歳以上 40 歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、事業年度中に 40 歳に達した場合は、その年度の終了まで正会員としての資格を有する。

(2) 特別会員

40 歳に達した年の年度末まで正会員であって、理事会で承認された者をいう。

(3) 賛助会員

本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会で承認された者をいう。

(入会)

第 7 条 本会の正会員となろうとする者は、正会員 2 名以上の責任のある推薦により、別に定める会員資格規程に基づき申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 このほか入会に関する事項は、会員資格規程において別に定める。

(会員の権利)

第 8 条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 特別会員、賛助会員については別に定める。

(会員の義務)

第 9 条 会員は、定款その他の規則を遵守し、本会の目的達成に必要な義務を負う。

2 正会員は、入会に際し、会員資格規程において定める入会金を納入しなければならない。

3 特別会員、賛助会員を除く会員は、会員資格規程において定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第 10 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、事業年度の途中で退会しても、既納の会費は返還しない。会費納入前に退会届けを提出しても、その年度の会費は納入しなければならない。

2 退会は理事会に報告しなければならない。

(資格の喪失)

第 11 条 会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき

(4) 除名されたとき

(5) 総正会員が同意したとき

(除名)

第 12 条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の決議によって、その会員を除名することができる。

(1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的遂行に反する行為をしたとき

(2) 本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき

- (3) 会費納入義務を履行しないとき
- (4) 総会及び例会の出席義務を履行しないとき
- (5) その他、会員として適当でないと認められたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(休会)

第13条 正会員がやむを得ぬ事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、別に定める休会届を理事長に提出し理事会の承認を得て、休会することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これは返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第15条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 4名以内
- (3) 専務理事 2名以内
- (4) 理事（前各号の役員を含む）15名以内
- (5) 監事 2名以上

(選任等)

第16条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事は、正会員のうちから選任する。

4 監事は、本会（並びにその子法人）の理事若しくは使用人を兼任することができない。

5 その他、役員を選任に関して必要な事項は、役員選任に関する規則に定める。

(理事の職務・権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより本会の業務の執行を決定する。

2 理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、業務を統括する。

3 副理事長は一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事であり、理事長の職務全般を補佐する。

4 専務理事は一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事であり、理事長、副理事長を補佐して業務を処理し、事務を処理する。

5 理事会は、理事長、副理事長及び専務理事以外の理事のなかから、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事を選任することができる。

6 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度、4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところの監査報告書を作成する。

(2) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(3) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(5) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(6) 総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(7) 必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(8) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を寄せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(9) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(10) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 理事は、辞任又は任期満了の場合においても、当該理事が新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了する時までとする。

5 監事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を

行わなければならない。

(辞任及び解任)

第 20 条 役員は、総会において解任することができる。

2 監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(直前理事長等)

第 21 条 本会に、任意の機関として直前理事長及び顧問（以下「直前理事長等」という。）を置くことができる。

2 直前理事長等は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

(2) 直前理事長等は、理事会の諮問に応じ、又は意見を述べることができる

3 直前理事長等の選任及び解任は理事会において決議する

4 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり 直前理事長等の任期、辞任及び解任は第 19 条及び第 20 条の規定を準用する。

(報酬等)

第 22 条 役員は無報酬とする。

(取引の制限)

第 23 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする、本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする、本会との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前 2 項の取り扱いについては第 47 条に定める理事会の規則によるものとする。

(責任の免除)

第 24 条 本会は、役員一般社員・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 4 章 総 会

(種類)

第 25 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 前項の通常総会をもって一般社員・財団法人法上の定時社員総会とする

(構成)

第 26 条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第27条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項並びに本定款に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業報告及び会計報告の承認
- (4) 本会の解散及び残余財産の処分方法
- (5) 次に掲げる規則、規程の制定、変更及び廃止
 - ① 役員選任に関する規則
 - ② 会員資格規程
 - ③ 運営規定に関する規則
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) 会員の除名
- (10) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項
(開催)

第28条 通常総会は、毎年1月に1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事長にあったとき
(招集)

第29条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前条第2項第2号の場合を除き、総会を招集する場合は次にあげる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (4) 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なく、その日から30日以内の日を臨時総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

5 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面

による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

6 前2項の規定にかかわらず、すべての正会員の同意がある場合には、招集の手続きを省略することができる。ただし、第2項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合はこの限りでない。

(議長)

第30条 総会の議長は、理事長若しくは正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第28条第2項第2号に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員のうちからこれを選出する。

(定足数)

第31条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第32条 総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項及び本定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の有する議決権数の過半数の同意でこれを決する。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定足数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第33条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法により議決権を行使し、又は法令の定めるところにより他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、第31条及び第32条第1項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第34条 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとする。

(議決権)

第35条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議事録)

第36条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長、理事長及び正会員のうちから選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

(総会規則)

第37条 総会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規則による。

第5章 理 事 会

(構成)

第 38 条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 39 条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

(1) 理事長、副理事長及び専務理事の選定又は解職。ただし、理事長選定にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(2) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(3) 第 27 条第 5 号に定めるもの以外の規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(4) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定

(5) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

(1) 重要な財産の処分及び譲り受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

(6) 第 24 条の責任の免除

3 監事は理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。

4 直前理事長、顧問等は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(種類及び開催)

第 40 条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は毎事業年度 12 回以上開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 第 18 条第 1 項第 7 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は同条第 1 項第 8 号の規定により監事が招集したとき

(5) 理事長が欠け又は理事長に事故があり、各理事が理事会を招集したとき

(招集)

第 41 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条 3 項第 3 号及び第 3 項第 5 号により理事が招集する場合及び前条 3 項第 4 号後段により監事が招集した場合を除く。

2 理事長は、前条3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長若しくは理事のうち理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第43条 理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第44条 理事会の議事は、本定款に別段に定めがあるものを除き、出席した理事の過半数をもって決する。

2 前項の議決について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできない。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第17条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(理事会規則)

第48条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第49条 本会は、毎月1回以上（年12回以上）例会を開催する。

2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会)

第50条 本会は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

第7章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第51条 本会の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定めるところによる。

(事業年度)

第52条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(会計原則並びに区分)

第53条 本会の会計は、法令及び行政庁の指導に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第54条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第55条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供

するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項及び第3項の計算書類等については毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第56条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

第8章 管 理

(事務局)

第57条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長は理事長が理事会の決議を経て任免し、事務局長以外の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第58条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

(1) 定款その他諸規則

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事の名簿

(4) 認定、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書及び計算書類等

(10) 監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めるところによるとともに、第

59 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

3 第 1 項各号の帳簿及び書類を主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第 59 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、別に定める。

(個人情報の保護)

第 60 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める。

(公告)

第 61 条 本会の公告は、電子公告による。

2 やむ得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 62 条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(合併等)

第 63 条 本会は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第 64 条 本会は一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の議決により解散することができる。

(清算人)

第 67 条 本会の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第 68 条 本会は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第 11 章 補 則

(委任)

第 69 条 本定款に別に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

[附則]

1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は田村卓巳とする。

3 一般社団・財団法人に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 52 条の規定にかかわらず、解散も登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 本定款は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。